

第9期 令和6年度～令和8年度 白井市高齢者福祉計画 白井市介護保険事業計画

P.25

計画の掲載
ページ

1

第9期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画が スタートしました。

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻く様々な問題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしたものです。



2

計画の基本理念と基本目標

本計画では、第8期計画までの考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、「目を配り、手を差しのべる「しろいの生き生きプラン」」を計画のスローガンに定めます。

【計画のスローガン】

**目を配り、手を差しのべる
しろいの生き生きプラン**



【基本目標】

地域で支える高齢化

市民一人ひとりが介護予防に取り組み、高齢になっても、介護が必要になってしまっても、地域での助け合いにより、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられるよう、**地域共生社会の実現のため**「地域包括ケアシステム」が充実したまちづくりを目指します。

3

計画策定の背景

- ・超高齢社会
- ・第6期計画以降地域包括ケアシステムの構築を進めている。
- ・団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）が計画期間に含まれる。
- ・白井市の総人口は減少しているが高齢化率は増加している。
- ・団塊ジュニアが65歳以上となる、介護ニーズが高まる85歳以上人口が最大となると見込まれている令和22年（2040年）を見据える。

4

3 今後の高齢者人口と要介護者等の見通し

P.9

全国の人口は、平成20年（2008年）から減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少を続けていくことが予想されています。

白井市では、平成30年（2018年）以降、総人口が減少に転じている一方で、65歳以上の高齢者人口は今後も増加することが予測されます。

■白井市の人口推計（住民基本台帳人口）■



5

3 今後の高齢者人口と要介護者等の見通し

P.13

白井市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は、令和5年（2023年）8月末時点ですべて2,521人となっています。令和3年（2021年）から令和5年（2023年）にかけては、要介護3が最も増えており、20.9%の増加となっています。

■白井市における要介護（要支援）認定者数の推移と見込み■



6

令和22年（2040年）の白井市の高齢者像・地域像

P.26

■積極的な介護予防と社会参加

- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると既に介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に取り組み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

■地域での支え合い

- 隣近所、地域の住民同士で、見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域ぐるみで支え合うまちになっています。
- 地域活動や民間事業者などの連携により、買い物や通院などのための移動支援が確保され、安心で、出かけるのが楽しいまちです。

■自分らしい生活の継続

- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎っても、自分らしい生活を続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身の状態や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

■持続可能なまち

- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障害福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

7

7

第9期計画の基本方針

P.27

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、次の4つの基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針 I

地域包括ケアシステムの推進

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って暮らすことができるよう、地域住民や民間企業、関係機関等との連携を図りながら、本人や家族への支援の充実を図ります。
- 高齢者が地域資源などを活用し、自身の能力を最大限に生かして、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民が世代を超えて支え合う仕組みを住民と一緒に作ります。
- 困りごとを抱えている高齢者等を把握し、課題解決に向けた早期の支援を行えるよう、市民が相談しやすい環境づくりと様々な分野の関係機関との更なる連携を図り、円滑に支援できる体制を強化します。

基本方針 II

介護予防と社会参加の促進

- 市民が積極的に日々の介護予防・健康づくり活動に取り組んでいくよう、知識や実践方法の普及啓発、介護予防や地域交流のための通いの場の充実と参加促進を進めます。
- 高齢者が要支援状態になってしまっても、住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、自立支援に向けたリハビリテーション専門職との協働による支援を強化します。
- 高齢になってしまっても、仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持していくよう、様々な参加機会の確保を進めます。

8

7

第9期計画の基本方針

P.27

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、次の4つの基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針Ⅲ 在宅生活への支援

- 在宅での生活を続けていくためには、介護給付以外の生活支援サービスも必要であり、より有効なサービスとなるよう検討を進めます。
- 介護保険の認定状況に関わらず、必要な時に必要な支援が受けられるよう、介護が必要な高齢者が在宅での生活を継続していくよう、家族介護者の思いが表出でき、介護に関する知識を得られる場の提供等を行います。
- 災害時、生命の安全を確保するため、福祉避難所の確保と避難支援が行えるよう体制を整備します。

基本方針Ⅳ 介護保険事業の効果的な運営

- 保険者として、介護保険サービスの効果的な提供、介護保険会計の健全な運営を進めるとともに、計画の進捗管理など将来に向けて、課題に1つずつ対応していくよう、介護保険事業の適切な運営に努めます。

9

8

施策の体系

P.28

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、4つの基本方針を基に以下の施策を進めています。

【スローガン】目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン【基本理念】地域で支える高齢化

基本方針	施策								
第1章 (基本方針1) 地域包括ケア システムの推進	<table border="1"> <tr> <td>第1節 地域包括ケア システムの推進</td><td> 1 地域包括支援センター運営の充実 2 在宅医療・介護連携の推進 新 3 認知症施策の推進 4 生活支援体制整備の推進 5 地域ケア会議の運営 </td></tr> <tr> <td>第2節 相談体制・権利 擁護の推進</td><td> 1 情報提供の充実 2 相談・課題把握体制の強化 新 3 成年後見制度の利用促進 4 虐待の防止 5 終末期・死後への備え </td></tr> </table>	第1節 地域包括ケア システムの推進	1 地域包括支援センター運営の充実 2 在宅医療・介護連携の推進 新 3 認知症施策の推進 4 生活支援体制整備の推進 5 地域ケア会議の運営	第2節 相談体制・権利 擁護の推進	1 情報提供の充実 2 相談・課題把握体制の強化 新 3 成年後見制度の利用促進 4 虐待の防止 5 終末期・死後への備え				
第1節 地域包括ケア システムの推進	1 地域包括支援センター運営の充実 2 在宅医療・介護連携の推進 新 3 認知症施策の推進 4 生活支援体制整備の推進 5 地域ケア会議の運営								
第2節 相談体制・権利 擁護の推進	1 情報提供の充実 2 相談・課題把握体制の強化 新 3 成年後見制度の利用促進 4 虐待の防止 5 終末期・死後への備え								
第2章 (基本方針2) 介護予防と 社会参加の促進	<table border="1"> <tr> <td>第1節 介護予防の推進</td><td> 新 1 介護予防の普及啓発 2 「通いの場」への参加促進 新 3 介護予防・生活支援サービスの推進 </td></tr> <tr> <td>第2節 高齢者の社会参加</td><td> 新 1 高齢者の就労促進 2 地域活動への参加促進 </td></tr> </table>	第1節 介護予防の推進	新 1 介護予防の普及啓発 2 「通いの場」への参加促進 新 3 介護予防・生活支援サービスの推進	第2節 高齢者の社会参加	新 1 高齢者の就労促進 2 地域活動への参加促進				
第1節 介護予防の推進	新 1 介護予防の普及啓発 2 「通いの場」への参加促進 新 3 介護予防・生活支援サービスの推進								
第2節 高齢者の社会参加	新 1 高齢者の就労促進 2 地域活動への参加促進								
	<table border="1"> <tr> <td>○地域の見守り支援体制の充実</td></tr> <tr> <td>○成年後見利用促進計画策定の検討</td></tr> <tr> <td>○健康づくり・社会参加に関する情 報発信</td></tr> <tr> <td>○フレイルチェックイベントの継続</td></tr> <tr> <td>○リハ職との協働</td></tr> <tr> <td>○短期集中サービス実施の 検討</td></tr> <tr> <td>○いきいきボランティアの 受け入れ施設の拡大</td></tr> <tr> <td>○敬老会行事の開催</td></tr> </table>	○地域の見守り支援体制の充実	○成年後見利用促進計画策定の検討	○健康づくり・社会参加に関する情 報発信	○フレイルチェックイベントの継続	○リハ職との協働	○短期集中サービス実施の 検討	○いきいきボランティアの 受け入れ施設の拡大	○敬老会行事の開催
○地域の見守り支援体制の充実									
○成年後見利用促進計画策定の検討									
○健康づくり・社会参加に関する情 報発信									
○フレイルチェックイベントの継続									
○リハ職との協働									
○短期集中サービス実施の 検討									
○いきいきボランティアの 受け入れ施設の拡大									
○敬老会行事の開催									

10

8 施策の体系

P.28

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、4つの基本方針を基に以下の施策を進めていきます。

【スローガン】目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン【基本理念】地域で支える高齢化

基本方針	施策
第3章 (基本方針3) 在宅生活への支援	第1節 日常生活における支援
	1 日常生活の支援 2 外出の支援 3 介護に取り組む家族等への支援
第4章 (基本方針4) 介護保険事業の効果的な運営	第2節 安全・安心な体制づくり
	1 防犯・交通安全対策の推進 2 災害対策の推進
	第1節 介護保険サービスの推進
	1 居宅サービス 2 地域密着型サービス 3 施設・居住系サービス 4 負担軽減サービス 5 サービス別給付費見込み
	第2節 適正なサービス利用・提供の推進
	1 介護給付適正化事業の実施 2 介護サービスの質の向上
	第3節 健全な介護保険会計の運営
	1 介護保険事業費の見込み 2 介護保険の費用負担(財源構成) 3 介護保険料の設定
	第4節 持続可能な事業運営に向けて
	1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討 ¹¹

更なる地域包括ケアシステムの深化・推進

P.4-5

- 「一人の高齢者の暮らしをどう支えるか」を検討の起点とし、そこから解決すべき課題を見極め、地域のあらゆる資源、情報、力を結集し、解決に向けて動く。
- その取り組みを全市的に展開させることにより、高齢になっても、認知症になっても、介護が必要になっても、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられる仕組みづくりを進めていく。



12

【主要事業】認知症施策の推進 取り組み③ 見守り訓練の実施

P.36

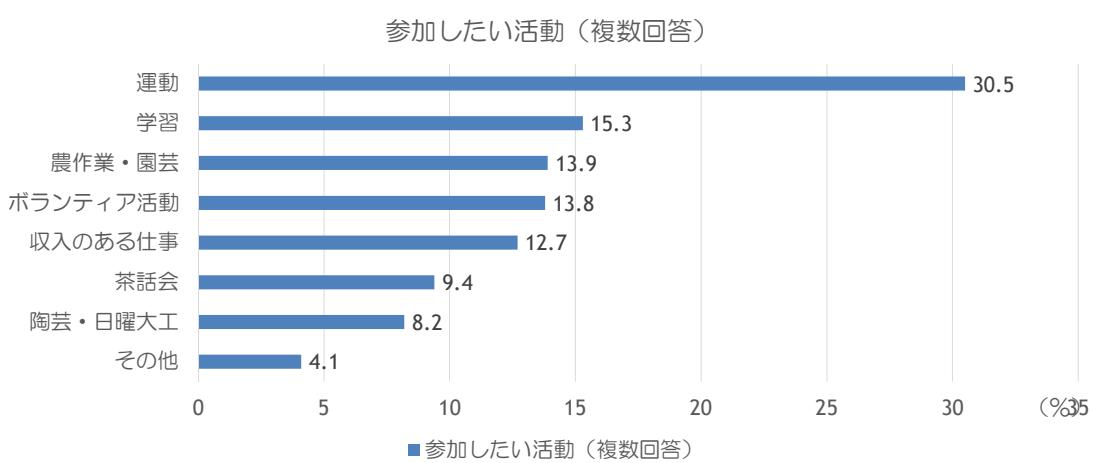
- ・地域の人たちが実際の行方不明発生時に上手く動けるように実際を想定した場面を作り、模擬的に動いてみる体験をする訓練を行うことです。
- ・認知症の人などが行方不明になることを防ぎ、万が一道に迷った場合にも無事に家に戻り、安心して外出を続けられるようになるための見守り・SOS体制の1つです。
- ・「徘徊模擬訓練」「声かけ体験」という名称で行われている地域もあります。



13

【主要事業】介護予防の普及啓発 取り組み③ 高齢者の健康づくり・社会参加に関する情報発信

P.44



【主要事業】介護予防・生活支援サービスの推進 取り組み①他 リハビリテーション専門職との協働

- 地域リハビリテーション活動支援事業
 - 通いの場へのリハ職派遣事業 (H29~)
 - リハ職不在の介護事業所への講師派遣 (R3~)
 - アセスメント時のリハ職同行訪問事業 (R4~)
- 家族介護教室 (H30~)
- 自立支援型地域ケア会議 (H30~)
- 介護人材対策 (R3~)

**十元の生活を取り戻す取り組み
「短期集中サービス」**



白井市地域包括支援センター研修会資料
国際長寿研究センター中村氏作成資料より引用

15

山口県防府市事例

元の生活を取り戻す取り組み（3）「短期集中予防サービス」

防府市の短期集中予防サービスは「欧風スタイル」

特別なものの、場所は必要ありません



面談を中心とした「触らない」「器具を使わない」サービス。

- 生活の困りごとを解決
- セルフマネジメント
- 地域資源に繋ぐ支援

【主要事業】日常生活の支援 取り組み④ 紙おむつの給付

P.49

- ・紙おむつの利用が衛生的な生活を送るうえで最低限必要な物品であるため、紙おむつ給付事業を保健福祉事業へ位置づけて継続します。
- ・第1号保険料を財源とする「保健福祉事業」での実施にあたり、対象者の要件を一部変更しました。
◆要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者
→白井市が行う介護保険の被保険者である要介護3以上の者で居宅においておむつを使用する者（保険料を滞納していないこと）

17

10 介護保険料の設定

P.67～68

介護保険料は、3年の計画期間に利用すると見込まれるサービス量を計算し、そこから必要な給付費額を算出し、これを65歳以上の第1号被保険者数で割り返すことで、1人当たりの基準額（月額）を算定します。

第8期の白井市の介護保険料は、月額4,600円となっており、全国平均6,014円、県平均5,385円から見ても低く設定されていました。これは要介護・要支援認定率が低いことで、介護サービスの利用量が抑えられていることが要因と分析していますが、これも市民一人一人の健康意識の高さやウォーキング・体操など介護予防への取り組みによるものと考えられます。

（1）第1号被保険者の介護保険料基準額

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料は、4,800円（基準月額）に設定します。

※将来の第1号被保険者介護保険料の見込み

サービス利用量は今後も増加し、介護保険料収納必要額も上昇していくことが見込まれます。第10期の介護保険料について、第9期計画の介護保険料算定と同様の試算を行った場合、介護保険料の基準月額は、5千円をゆうに超える金額となる予測です。

18

(3) 所得に応じた適正な負担

介護保険料は、所得の低い人の負担が大きくならないように、また、所得に応じた負担となるように、本人と世帯の課税状況や所得に応じ段階的に設定されます。

国は、所得水準に応じたきめ細やかな介護保険料設定を行う観点から、本期大幅な所得段階の変更を行いました。それに伴い、市では一番所得の高い段階を多段階化し、全体を14段階に設定しました。また保険料率についても、国の見直しに合わせ変更しているところです。

(4) 第1号被保険者介護保険料

段階設定	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）	基準額×0.455 (基準額×0.285)	26,200円 (16,410円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税	80万円以下の人 80万円超 120万円以下の人 120万円超の人	基準額×0.60 (基準額×0.40) 基準額×0.65 (基準額×0.645)
第3段階	前年の 公的年金等收 入と合計所得 金額の合計が	80万円以下の人	34,560円 (23,040円) 37,440円 (37,150円)
第4段階	本人が市民税非課税	80万円以下の人	48,960円
第5段階	（世帯に課税者がいる）	月4,800円	80万円超の人 (基準額)
第6段階		120万円未満の人	基準額×1.20
第7段階		120万円以上	69,120円
第8段階		210万円未満の人	基準額×1.30
第9段階		210万円以上	74,880円
第10段階	本人が市民税課税	320万円未満の人	基準額×1.50
第11段階		320万円以上	86,400円
第12段階		420万円未満の人	基準額×1.70
第13段階		420万円以上	97,920円
第14段階		520万円未満の人	基準額×1.90
		520万円以上	109,440円
		620万円未満の人	基準額×2.10
		620万円以上	120,960円
		720万円未満の人	基準額×2.30
		720万円以上	132,480円
		820万円未満の人	基準額×2.40
		820万円以上の人	138,240円
			144,000円

19